



Title	ウクライナ語<ridna mova>が意味するもの
Author(s)	メ木, 裕子
Citation	大阪大学言語文化学. 2008, 17, p. 151-164
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77852
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ウクライナ語「*ridna mova*」が意味するもの*

木 裕子**

キーワード：「母語」概念 国勢調査における「母語」項目
「母語」をめぐるイデオロギー

У питанні визначення напряму мовної політики в країнах на пострадянському просторі, велике значення надається підсумкам перепису населення, зокрема категорії «рідна мова».

В Україні «рідна мова» фігурує у всеукраїнському переписі населення 2001 року. За результатами перепису 69% громадян України вважає свою рідною мовою українську. Проте, не зрозуміло, які значення має вираз «рідна мова» і як інформанти розуміють це словосполучення. Арель пояснив, що український вираз «рідна мова» і англійське «mother tongue» не рівнозначні поняття: «mother tongue» вказує мову, на якій людина розмовляла в дитинстві, або мову, якою володіє найкраще, тоді як «рідна мова» тлумачиться більш як мова своєї національності (вираз Ареля «native language»).

Метою цієї статті є вивчення значень, які включає вираз «рідна мова» і аналіз тлумачень цього виразу інформантами, на основі категорій, запропонованих Арелем.

Для того, щоб визначити конкретні значення виразу «рідна мова», автор аналізує тексти рішень Конституційного Суду, закону «про мови в Українській РСР», протокол парламентського слухання «Про функціонування української мови в Україні», а також тексти із ЗМІ.

У текстах рішень Конституційного Суду і законів «рідна мова» вказує лише на мови національних меншин і використовується в контексті захисту прав цих меншин на рідну мову. В цьому випадку мова, позначена як «рідна мова», протиставляється державній мові – українській. З іншого боку, вираз «рідна мова» в текстах протоколу парламентського слухання використовується у значенні: «українська мова». У цих текстах «рідна мова» має значення, яке не спостерігається в текстах рішень і законів.

Тому можна сказати, що виразу «рідна мова» прив'язуються два протилежні значення.

* Що означає «рідна мова» в Україні? (SHIMEKI Yuko, SHIMEKI Yuiko)

** 大阪大学大学院言語文化研究科博士後期課程

Перше значення, як в текстах рішень і законів, використовується на противагу українській мові для захисту мовних прав меншин; друге - як в текстах протоколу, використовується державою для зміцнення статусу української мови як рідної. Ці два протилежні значення виразу «рідна мова» відбражають дві протилежні мовні політики в Україні: одна – захист і розвиток державної мови, друга – прийняття мовної різноманітності.

1. はじめに

帝政ロシア、ソ連時代から現在にいたるまで旧ソ連圏で実施されている国勢調査では殆どの場合「母語」を問う項目が設けられている¹⁾。その結果は人々がどれほど「ロシア語化された」のか、あるいは「ロシア語離れが進んだ」のかといった観点から言語状況の変化を判断するために重要な役割を果たしてきた。しかし、この「母語」という日本語に訳されるロシア語《rodnoi iazyk》やウクライナ語《ridna mova》が具体的に何を意味するかははっきりしておらず、この曖昧さはソ連時代から指摘されており、1920年以降の国勢調査では「母語」として「回答者の家庭で話されている言語」(1920年) や「回答者が最もよく身につけているか、普段話している言語」(1926年) をあけるよう説明が加えられている²⁾。

ソ連崩壊後、2002年にロシア連邦で実施された国勢調査の質問項目には「母語」を問うものではなく、言語関連項目として「ロシア語能力」と「ロシア語以外の言語能力」が問われた³⁾。一方ウクライナでは2001年に独立後初めて実施された国勢調査において《ridna mova》は質問項目の一つに加えられており⁴⁾、全国民の67.5%がウクライナ語を《ridna mova》と回答した⁵⁾。ウクライナ語「母語話者」の存在が官公庁、教育、マスメディア等におけるウクライナ語化推進の基盤となっている一方で、その多くがロシア語を《ridna mova》とする非ウクライナ語「母語話者」の存在はウクライナにおけるロシア語の地位をめぐる論争を引き起こすものとなったのである。このように現代ウクライナにおいて《ridna mova》という設問の結果は政策方針を決定する上で重要な論拠になりうるものであり、後の言語政策に多大な影響を与えていたと考えられ

¹⁾ 国勢調査で問われる言語関連項目は「母語」「使用」「能力」の3つに分類できる(Fasold (1984) pp.113-120)。しかし、旧ソ連圏においてはほぼ「母語」のみが重要視されてきたといえる。

²⁾ 渋谷謙次郎(2007) 177頁。

³⁾ 2002年ロシア国勢調査の言語関連項目をめぐる問題については渋谷(2007) 199-203頁参照。

⁴⁾ 2001年ウクライナ国勢調査の《ridna mova》の補足説明には「自分で《ridna mova》と考える言語を提示し、まだ話せない子供に関しては両親が判断する」とあるが、その《ridna mova》としてどのようなものを自己申告すべきかは指示されていない。ウクライナ2001年度国政調査結果HP(<http://www.ukrcensus.gov.ua/> 2007年12月15日閲覧) 参照。

⁵⁾ 全人口におけるウクライナ人の割合は77.8%、ウクライナ人のうちウクライナ語を《ridna mova》としているのが85.2%、ロシア語を《ridna mova》としているのが14.8%であった。

る。

それにも拘らずこの『ridna mova』という概念が具体的に何を意味しているのか明確にされることなく用いられている。よって本稿は現代ウクライナにおいて『ridna mova』がどのような具体的な意味内容を有するかを分析しようとするものである。

2. 「母語」に関する先行研究と『ridna mova』の特殊性

Skutnabb-Kangasによると、ある人間が「母語」を有していると言ったときには「第一言語」という1つの解釈（「母語」は1つ）に限られるのではなく「出自」「駆使能力」「機能・使用」「アイデンティティ」という複数の解釈の可能性（「母語」が複数である可能性）があるという⁶⁾。しかし旧ソ連圏における国勢調査では「母語」として複数の言語を選択することができないため、少なくとも国勢調査では「母語」が各人一言語に限定される。このSkutnabb-Kangasの「母語」解釈に従えば、『ridna mova』や『rodnoi iazyk』の意味を問う際には特別な配慮が必要となる。

Arelは、一般的に「母語」“mother tongue”が最初に習得した言語または最もよく習得している言語であると理解されているのに対し、ロシア語の『rodnoi iazyk』やウクライナ語の『ridna mova』はナショナリティの言語を連想させるものでこれを“mother tongue”とは別のものである“native language”とした。つまり旧ソ連圏の国勢調査は「母語」として“mother tongue”ではなく“native language”を質問しており、また回答する側も“native language”を自己提示していると分析する。ウクライナ語の『ridna mova』を直接扱うものではないが、同じ東スラブ語であるロシア語の『rodnoi iazyk』が民族的な自己認識を表すというグボグロやメチコフスキヤの議論もArelの“native language”という解釈にあてはまるものである⁷⁾。Arelはここから「国勢調査で実際に得られるのは[調査者によって設定された]カテゴリーに応じた好ましいデータ」であり、「国勢調査の質問は言語政策への国民投票の意味をもつものであり、公的な場の使用における言語管理をどう立案するために使用するか、という風に解釈される」と指摘し「母語」にまつわる政治性を問題視している（〔〕内は筆者による加筆）⁸⁾。本稿ではArelによる「母語」の二つの下位分類を発展させ、“mother tongue”を個人的な「母語」解釈、“native language”を集団に帰属する「母語」解釈と捉えたい。

集団に帰属する「母語」として“native language”を捉えた場合、ウクライナ語の

⁶⁾ Skutnabb-Kangas,T. and Phillipson, R. (1989) p.453.

⁷⁾ Губогло М.Н. (1998) С.189, Мечковская Н.Б. (1994) С.308.

⁸⁾ ‘nationality’の直訳となるロシア語『национальность』やウクライナ語『національність』は主に民族的系統を示すものとして用いられていたが近年は「国民」を意味しうるものとなっているため、解釈に曖昧さがつきまとう。ここでは混乱を避けるため「エスニック」「シヴィック」という語を採用する。

⁹⁾ Arel, D. (2002) pp.238-243.

表1 先行研究で扱われた「母語」の意味内容と『ridna mova』の意味内容

				Skutnabb -Kangas	Arel	『ridna mova』 の実際の意味
個人のもの		first language	(第一言語)	“mother tongue”	“mother tongue”	○
集団のもの ⁸⁾	エスニック 集団	native language	(民族語)	×	“native language” (=rodnoi iazyk, ridna mova)	○
	シヴィック 集団	national language	(国語)	×	×	(rodnaia rech' =ridna mova)

『ridna mova』とロシア語の『rodnoi iazyk』の意味内容に若干の相違があることに留意する必要があるだろう。ウクライナにおいて『ridna mova』ということばは初等中等教育における「国語」として教科名にも採用されていることから、ロシア語の『rodnoi iazyk』が示しうるロシア民族色よりもウクライナ語の『ridna mova』が示しうるウクライナ色の方が強いと考えられる¹⁰⁾。よって『ridna mova』の意味内容は個人のものである“mother tongue”と集団のものである“native language”という二分類に留まらず、集団に帰属する「母語」解釈はエスニックなものとシヴィックなものに下位分類が可能である、という仮説を立てることにする（表1）。

次節では『ridna mova』が具体的に何を意味しうるものであるかを明らかにするために、また『ridna mova』の意味の三分類という仮説を確認するために、法文及び憲法裁判所の判決文、国会公聴会議事録、マスメディアのテキストを資料として用いて、それぞれのテキストにおいてどのような意味で用いられているかみていく。

3. テキストでみられる『ridna mova』

まず、法文及び判決文における『ridna mova』という語はどのように用いられているであろうか。1996年に採択された憲法の条文には『ridna mova』という語は用いられないが、1999年の憲法裁判所判決、1989年採択の言語法、1991年採択の教育法、1992年採択の少数民族法等の法律ではその使用が確認できる。

[引用 1] Частина п'ята статті 53 Конституції України містить положення, згідно з яким громадянам, які належать до національних меншин, відповідно до закону гарантується право на навчання рідною мовою чи на вивчення рідної мови.¹¹⁾

¹⁰⁾ ロシア語では初等中等教育における教科名は『rodnaia rech』ということが採用されており、国勢調査等で用いられる「母語」『rodnoi iazyk』とは異なる。

¹¹⁾ 以降引用文に限りキリル文字を翻字しない。引用文の強調は筆者による。

(憲法 53 条第 5 項により少数民族に属するいかなる国民も “ridna mova”による教育をそして“ridna mova”的學習を享受する権利を保障される¹²⁾。)

[引用 2]

При розгляді в судах кримінальних і цивільних справ особам, які беруть участь у справі і не володіють мовою судочинства, забезпечується право ознайомлення з матеріалами справи, участь у судових діях через перекладача, право виступати в суді **рідною мовою**.

(民事裁判および刑事裁判の審理に際して用いられる言語を習得していない訴訟参加者には通訳を通し訴訟の資料を閲覧し裁判に参加する権利、および法廷で “ridna mova”で発言する権利が保障されている¹³⁾。)

これらの例にみられるように、法文や判決文で用いられる《ridna mova》は「個人の」言語権を保障するという文脈で用いられており、その根拠となりうる「少数民族」の「第一言語」を意味し、下線を引いた《natsional'na menshina》「少数民族」や《pravo》「権利」といったことばと共に用いられている。すなわち、この《ridna mova》が意味するのは非ウクライナ語に限定されており、《derzjavna mova》「国家語」であるウクライナ語と対峙していることが指摘できよう。このように法文や判決文を見る限りでは、《ridna mova》は非ウクライナ語を意味する「個人の」もので、それは「国家語」であるウクライナ語と相対するという図式が見出される¹⁴⁾。

一方、法文と同様に言語政策に直接関わるテクストであっても、国会で開催された公聴会の議事録では別の語義の《ridna mova》が用いられている。以下は 2003 年 3 月 12 日に開かれた「ウクライナにおけるウクライナ語の機能化に関する公聴会」¹⁵⁾ の議事録からの引用である。

[引用 3] Хвилювання в цьому випадку – це вияв турботи про **рідину мову**, бажання захистити найдорожчий скарб нашої духовності.¹⁶⁾

¹²⁾ ウクライナ憲法裁判所 1999 年 12 月 14 日判決 (“Рішення Конституційного Суду України № 10-рп від 14.12.1999.”) より抜粋。

¹³⁾ 言語法（Закон Української Радянської Соціалістичної Республіки “Про мови в Українській РСР”，1989 年 10 月 28 日採択）第 18 条より抜粋。

¹⁴⁾ 紙幅の関係からここでは少数の例のみをあげるが、管見の限り他の法文、判決文でもこの結論に反する例は見出せなかった。

¹⁵⁾ Парламентські слухання “Про функціонування української мови в Україні”. 議事録は *Обережно – мова!* パーラメントスキー 出版社, 2003.として出版されている。

¹⁶⁾ *Oberezno – mova!* C.27, Чиж I.C.の発言。

(不安材料となるのは“ridna mova”に対する関心事が表出することであり、これは我々の精神性の最も大切な宝物を確かなものにしようとするものなのである。)

[引用 4] Крім того, якщо школи з українською мовою навчання та вищі навчальні заклади в цілому забезпечені підручниками з **рідної мови**, літератури, історії України, то деяких інших дисциплін бракує, і негативно позначається на навчальному процесі.¹⁷⁾
 (加えて、“ridna mova”（「国語」）や文学、ウクライナ史の教科書の完全な保障のもとで、数学や物理といった科目のウクライナ語の教科書が欠乏しているとすると、このことは学習プロセスの中で否定的に捉えられている）

この公聴会の議事録では《ridna mova》は「ウクライナ語」を指す概念として代用されている。そのため「国家語」や「国語」「基幹民族語」として用いられることが多く、法文でみられた非ウクライナ語である「少数民族」の「第一言語」を意味しうるものは皆無である¹⁸⁾。

それではマスメディアのテキストにおいてはどのような意味内容がみられるのであろうか。莫大な資料の中から特にインターネット上で閲覧可能である“Ukrains'ka Pravda”的記事 36 本とラジオ放送 “Radio Svoboda”的要約記事 41 本を意味内容の概観のために用いる¹⁹⁾。

[引用 5] —“Чим вам подобається українська мова?” — поцікавилася я у школярок.
 — Тому, що це наша **рідна мова**. Батьки мої теж хочуть, щоб я знала не тільки російську, а українську мову.²⁰⁾
 (—どうしてウクライナ語が好きなの？ わたしはその生徒達にきいてみました。
 一だってそれは私達の “ridna mova”だから。両親もわたしがロシア語だけじゃなくウクライナ語もできるようにと望んでいるし。)

[引用 6] Складне питання для мене, тому що для мене особисто зручніше писати і

¹⁷⁾ Обережно – мова! С.27, Чиж І.С.の発言。

¹⁸⁾ 議事録によると公聴会で《ridna mova》は 50 回用いられていた。意味内容の内訳は国勢調査等における質問項目としての「母語」が 18 回、教科としての「国語」が 3 回、ウクライナ語を言い換えた「国家語」や「基幹民族語」が 29 回である。

¹⁹⁾ “Українська Правда”（共産党紙『プラウダ』とは無関係。<http://pravda.com.ua/>), “Радіо Свобода”(<http://www.radiosvoboda.org/>) のアーカイブ（2001-2007）で“ridna mova”的单数・複数形の主格及び斜格を含む記事を選択し分析に用いた。これらのマスメディアはどちらも右派左派の別にわけることはできないが、「客観的」であろうとする立場という意味では同様である。

²⁰⁾ “Тиждень Регіонів”, “Радіо Свобода”, 17.01.2004. Галина Терещукと Аннаの会話。

размовляти на російській. Я навчалася в російськомовній школі, тому мені зручніше на російській. Треба звикати до нашої державної рідної мови, я так думаю。²¹⁾

(わたしには難しい問題です、なぜなら個人的には書くのも会話するのもロシア語の方が得意だから。わたしはロシア語学校で学んだし、だからロシア語のほうが得意なのです。わたしたちの国家の“ridna mova”に習熟しないといけないと思います。)

[引用 7] Автор народився у Кіровограді, живе в Києві. Українською в Кіровограді не размовляють, тому з “рідною мовою” проблеми。²²⁾

(筆者はキロヴォグラードで生まれキエフに在住している。キロヴォグラードではウクライナ語は耳にしない。よって“ridna mova”[の能力]に問題がある。)

[引用 8] “Така ситуація може негативно позначитися на реалізації прав та інтересів громадян, які ідентифікують себе з українством, а відтак мають право сприймати іншомовну кінопродукцію рідною мовою”, переконаний Ющенко。²³⁾

(そのような状況は、ウクライナに自分を同一視する、つまり外国映画を “ridna mova” で観る権利を有する国民の権利や関心の実現にネガティブな影響を与えるかも知れない、とユーシェンコは述べている。)

ここでも多くの場合において、『ridna mova』は公聴会議事録でみられたものと同様に「ウクライナ語」を言い換えたものであり、「ウクライナ国家」や「民族としてのウクライナ人」「ウクライナ語」を語る文脈で用いられることが多い²⁴⁾。一方で引用 9 のように「少数民族語」という用いられ方もみられた。

²¹⁾ “Конституція України і мовні права: українці – нація державотворча чи нація підпільна? Як гармонізувати право нації і право особи?”, “Радіо Свобода”, 28.06.2005. インタビューに応える彼女はロシア語で話しているため、要約記事はウクライナ語に翻訳されたものである。ラジオで放送されたのは“Надо привыкать к нашей государственной рідної мови”というロシア語の文章の中にウクライナ語を入れた表現であり、ロシア語の「родной язык」を用いていないことから、ウクライナ語の「рідна мова」がロシア語の「родной язык」とは異なるものとして捉えられていると考えられる。

²²⁾ Вельбовець С. Обережно: українська мова! // Українська Правда. 21.06.2006.

²³⁾ Ющенко написав Януковичу листа про озвучку // Українська Правда. 07.02.2007.

²⁴⁾ “Українська Правда”的対象記事における『ridna mova』の意味内容は、質問項目としての「母語」が 16 回、教科としての「国語」が 0 回、ウクライナ語を言い換えた「国家語」「民族語」が 20 回、非ウクライナ語である「少数民族言語」を意味するものが 7 回、ニュートラルな「第一言語」を意味するものが 5 回である。“Радіо Свобода”的対象記事では質問項目としての「母語」が 28 回、教科としての「国語」が 8 回、ウクライナ語を言い換えた「国家語」「民族語」が 45 回、非ウクライナ語である「少数民族言語」を意味するものが 4 回、ニュートラルな「第一言語」を意味するものが 21 回である。

表2 実際の使用例における『ridna mova』の意味内容

個人のもの		「第一言語」	個人的なものであり、各言語間の対立に関してニュートラルな表現
集団のもの	エスニック 集団	「基幹民族語」	ウクライナ民族の「母語」として権威づけられるべき言語でウクライナ語を指すもの
		「少数民族語」	保障されるべき少数民族の「母語」として用いられ、ロシア語を含むウクライナ語以外の言語を指すもの
	シヴィック 集団	「国語」 「国家語」	小中等教育における科目名、標準ウクライナ語を指すもの 憲法をはじめとする法律で国家の言語として地位が確立されているものでウクライナ語を指すもの

[引用 9] За його словами, цим законопроектом передбачається, що на будь-якій території України, де не менше 10% громадян вважають російську мову **рідною**, російська мова отимає статус регіональної.²⁵⁾

(この法案によると、10 %以上の住民がロシア語を“ridna mova”とするウクライナのいかなる地域もロシア語が地域語という地位を得ることになる。)

ロシア語、クリミア・タタール語等に言及する際にみられるこの意味内容は、法文や判決文でみられた「少数民族」の「第一言語」を保障する「個人的な」ものとは異なり、「少数言語母語話者」を集団として扱っていることに注意が必要である。このように『ridna mova』が個人のものではなく集団の、民族の、そして国家のものとして語られていることは、引用 5 のように『ridna mova』の前に“nasha”(我々の)ということばが用いられていることからもわかる。

4. 分析と考察

それぞれのテキストでみられた『ridna mova』の主な意味内容をまとめると表2のようになる²⁶⁾。

4. 1. 言語政策に関わる文書でみられる『ridna mova』

表2が示すように『ridna mova』は多義語であるが、その意味内容はテキストにより限定されているといえる。法文や判決文においては非ウクライナ語を意味する「少数民族」の「第一言語」という意味に限定されるが、公聴会の議事録ではウクライナ語を言い換えた「国語」や「国家語」という意味で用いられていた。これらの意味内容はそ

²⁵⁾ “Регіони” зроблять російську регіональною майже по всій Україні? // Українська Правда. 24.11.2006. Евгений Кушнаревによる発話の引用部分。

²⁶⁾ この表では省略したが、『ridna mova』の概念を考察する記事や、「国際母語の日」に関する記述、また『ridna mova』という名前の書籍や出版社等もみられる。

表3 言語政策に関するテクストでみられる
『ridna mova』が有する対立するベクトル

	ウクライナ語を示すもの	非ウクライナ語を示すもの ²⁷⁾
個人のもの	第一言語	第一言語
エスニック集団のもの	基幹民族語	少数民族語
シヴィック集団のもの	国語 国家語	—

それぞれのテクストにおいて固定されており、これらのテクストで用いられる『ridna mova』にはその具体的意味内容から表3で示すように対立する2つの対立するベクトルが認められると考えられる。一方は法文及び判決文にみられるように「少数民族語」を「第一言語」とする者の言語権を国家に対し主張したり国家がそれを補償しようとするものであるのに対し、他方は公聴会議事録でみられたように「ウクライナ」や「ウクライナ語」への帰属意識を高めるファクターとして用いられるものである。

先述したように Arel は“mother tongue”「第一言語」に加え“native language”「民族語」という概念を用いて『ridna mova』を説明するが、この分類のみでは『ridna mova』が有するベクトルの対立を捉えるところまで深めることはできない。「民族語」という意味の『ridna mova』はウクライナ人にとってはウクライナ語でなければならないが、国内の少数民族にとってのそれは自民族語であるべきであり、ウクライナ語とは対立する。法文や判決文は保障されるべきものとしてのマイノリティーの『ridna mova』による言語権を唱える結果となっており、ここでは「国家」「ウクライナ民族」とは反対のベクトルが働いているといえる。しかし、公聴会議事録における『ridna mova』は「国家語」であり「国語」であるウクライナ語を保護し、これにより国を統治しようとするものである²⁸⁾。この『ridna mova』が有する2つのベクトルは、ウクライナを含む旧ソ連・東欧地域で進行しているとされる言語状況の多言語化（= 少数言語の保護）と一言語化（= 国語の保護と発展）という矛盾した動きを示しているともいえるだろう²⁹⁾。

²⁷⁾ 言語法で保障されているのは「少数民族」の言語を「第一言語」とする「個人の」権利であり、「少数民族語」という集団的な権利を保障するものではない。しかし個人的なものとしての言語権、集団的なものとしての言語権という2つの境界は非常に曖昧なものであるといわざるをえない（渋谷謙次郎（2004）139-140頁）。

²⁸⁾ 安田は「国語」には「その歴史文化を体現するという大前提」があり、文化審議会国語分科会答申では「『国語』の伝統を強調し、統合原理としての『国語』が強化されている」と論じているが（安田敏明（2007）224頁）、「ウクライナ語の機能化に関する公聴会」における『ridna mova』の語られ方はこれと何ら変わることろはない。

²⁹⁾ これらの国家では憲法、言語法により「国家語」が制定し、基幹民族語の地位を確固たるものにする一方で「地域語少数言語州憲章」や「民族的少数者保護のための枠組条約」を批准し、言語的な多様性を尊重しようとしている。しかしこれは「少数言語の保護が国語を脅かしてはならないという立場」（小森宏美（2004）122、133頁）といえる。

表4 マスメディアのテクストでみられる
《ridna mova》が有する対立するベクトル³⁰⁾

	ウクライナ語を示すもの	非ウクライナ語を示すもの
個人のもの	第一言語	第一言語
エスニック集団のもの	基幹民族語	少数民族語
シヴィック集団のもの	国語 国家語	—

4. 2. マスメディアのテクストにおける《ridna mova》

法文及び判決文の《ridna mova》は非ウクライナ語である「少数民族」の「第一言語」、公聴会議事録ではウクライナ語である「国語」や「国家語」と限定された意味内容がそれぞれのテクストにおいて固定され、これら2つの意味内容から《ridna mova》は対立するベクトルを内包しているとした。しかし、マスメディアのテクストで用いられる《ridna mova》は、言語政策に関わる文書でみられた「国家語」であるウクライナ語と「第一言語」としての非ウクライナ語という限定的な対立に留まるものではない。集団的な「少数言語話者」がその言語に「公用語」の地位を要求するものであったり（引用9）、「国家語」という地位を得ているウクライナ語を示す「第一言語」があたかも言語権を要求するかのような文脈で用いられてたりするのである（引用8）。

マスメディアのテクストでみられる《ridna mova》という語をめぐる意味内容の対立は、その《ridna mova》が個人のものであるとか国家のものであるとかいうことは殆ど問題にはならない。ここではあるテクストにおける《ridna mova》の意味内容が別のテクストで用いられる《ridna mova》と対立するということは殆どなく、具体的に意味するものがウクライナ語であるか、非ウクライナ語であるか、という二項対立でしかない（表4）。

法文や公聴会議事録でみられたように行政レベルではウクライナの言語問題は「国語」であるウクライナ語の保護、発展と「少数民族」の「第一言語」の保護というものであった。他方マスメディアのテクストで用いられる《ridna mova》の意味内容は固定さ

³⁰⁾ ロシア語の《rodnoi iazyk》は「国語」が《rodnaia rech》という別の語で表現されるため、ウクライナ語の《ridna mova》のように2つの明確なベクトルを有するものではない。ロシア国内で放送されている“Radio Sbovoda”的アーカイブで《rodnoi iazyk》の単数複数の主格及び斜格を検索しそこでの具体的な意味内容を概観したところ、国内の少数民族の「母語」及びロシアを除くCIS諸国におけるロシア人の「母語」というものが多くみられ、マジョリティーの民族語として、また「国語」「国家語」としてのロシア語という意味内容は稀であった。よって、その語の意味内容において、同じ東スラブ諸語であるロシア語《rodnoi iazyk》にはみられない2つの相対するベクトルを有するという点にウクライナ語《ridna mova》の特徴があると思われる。

れていない。意味内容が多岐にわたるマスメディアにおける『ridna mova』の用いられる方は、行政が目指す「国語の保護と発展」と「少数言語の保護」とは別に、一般大衆の理解する言語問題として、単にウクライナ語とその多くがロシア語であろう非ウクライナ語という大雑把な括りに議論を戻してしまっていることを示唆しているといえよう。

4. 3. スルジクは『ridna mova』になりうるか？

『ridna mova』をめぐってウクライナ語か非ウクライナ語かという観点からでは捉えきれない別の論点として、ウクライナ語を意味する『ridna mova』は標準語化の度合いという視点から異なる意味を示しうるということに触れておきたい。以下にマスメディアのテキストからいくつか例として引用してみよう。引用 10 の『ridna mova』は「国語」として捉えられ、それが崩れたものとしてスルジクが位置付けられている³¹⁾。

[引用 10] Частина суржикомовних українців центру та сходу України, які вирішили, що їм простіше не виправляти **рідну**, а перейти на російську мову.³²⁾

(ウクライナ中部・東部のスルジク話者のウクライナ人は“ridna mova”を正すよりロシア語で話すことを選ぶ方が容易なのだ。)

ここでの『ridna mova』は「正しいもの」でなければならないことから、文法規則にのっとりくせのないアクセントで発音される「標準ウクライナ語」を意味している。この「標準ウクライナ語」を意味する『ridna mova』はウクライナ国民が習得すべきものとして肯定的に語られ、同時にそこで対比される「非標準語」である言語変種やスルジクに否定的なニュアンスを付与するものとなる。

一方、引用 11 の『ridna mova』は「非標準語」であるスルジクを意味の範疇に含むものである。

[引用 11] Тобто покоління виростає в цьому середовищі, і суржик для нього стає **рідною мовою**.³³⁾

(このような環境で世代交代が進むと、スルジクが彼らの“ridna mova”になる。)

³¹⁾ 中井の定義では、「スルジク」はウクライナ語とロシア語の混合を意味する（中井和夫（1998）95 頁）。

³²⁾ Гонський В. Мова як чинник формування людини і нації // Українська Правда. 07.05.2007.

³³⁾ “30 хвилин у різних вимірах”: Суржик. “Радіо Свобода”, 09.04.2005, 社会言語学者 ラリса マセンコ の発話。

表5 ウクライナ語を示す『ridna mova』と標準語化の程度

		標準語化の程度
個人のもの	第一言語	言語変種、スルジクを含みうるもので標準語に限定されない
エスニック集団のもの	基幹民族語	
シヴィック集団のもの	国語 国家語	標準語に限定される

表6 『ridna mova』が示しうる意味内容の分類

	ウクライナ語を示すもの		非ウクライナ語を示すもの
	一般的な分類	標準語化の程度による分類	
個人のもの	第一言語 A	第一言語（非標準語） D	第一言語 F
エスニック集団のもの	基幹民族語 B	—	少数民族語 G
シヴィック集団のもの	国語 国家語 C	標準ウクライナ語 E	—

「国語」である「標準ウクライナ語」には決して含まれることのないクレオール語であるスルジクが『ridna mova』の範疇に入っているため、ここでの『ridna mova』は言語習得理論や社会言語学で用いられる「第一言語」を意味する言語学者の視点を反映している。しかし、このような「非標準語」を意味しうる『ridna mova』を用いるのは言語学者に限定され、マスメディアのテキストでは数例しかみられなかった。

このように『ridna mova』はウクライナ語について言及する際に限って、「国語」として発展させるべき「標準ウクライナ語」と「非標準語」であるスルジクをも容認しうる「第一言語」に下位分類が可能である。この2つの下位分類も「個人のもの」としての「第一言語」（=非標準語であってもよい）と「集団のもの」である「国語」（=標準語）という議論につながる。

しかし、言語研究を除く多くのテキストにおける『ridna mova』の意味内容は「標準ウクライナ語」にほぼ限定されるといえよう³⁴⁾。

4. 4. 『ridna mova』の具体的意味内容

以上で分析した『ridna mova』が示しうる意味内容を表6にまとめる。

『ridna mova』というウクライナ語は表6の全ての意味内容を包含する一方で、特定のテキストや文脈においては細分化された限定的な意味を示しうる。法文や判決文で

³⁴⁾ 例えば公聴会議事録では次のような表現がみられた。

“Сотні вкрадених годин у школі потрібні щоб витруті з дитячих голів рідне наріччя і етномовну стійкість, натомість вбити туди саможерську моду та комплекс меншоварності. (学校で費やされる[国語教育の]莫大な時間は現地語やエスノ言語への傾倒を子供たちの先生らから拭い去り、同時にマイノリティへの献身的なムードや固定観念をなきものにするために必要なのである) (Обережно – мова! С.95, Радчук В.Д.の発言)”

太字で示した「現地語」『ridne naricchia』は『ridna mova』と一語違いであるがそれは『ridna mova』とは異なるものであり、「国語」である『ridna mova』が「現地語」とは異なる「標準語」でなければならないということを示す例であるといえよう。

みられる意味内容は非ウクライナ語の「第一言語」(F)に固定されていたが、公聴会議事録ではウクライナ語を示す「国語」や「国家語」(C)であり、この2つの意味内容の対立は「国語の保護」と「言語的多様性の保護」というウクライナにおける言語政策を顕著に表すものと考えられる。これら言語政策に直接関わる文書において『ridna mova』は、限定的でかつ固定的な意味で用いられるが、マスメディアのテクストにおいては各文脈に応じて限定的な意味で用いられているとはいっても、テクスト全体を通してみると意味はむしろ流動的である。マスメディアのテクストでは「基幹民族語」(B)や「国語」(C)、「標準語」(E)であるウクライナ語を意味するものが多くみられ、それゆえ『ridna mova』は民族の、または国家のものとして語られ、個人的なものというより社会的、政治的なものとして捉えられる傾向は否定できない。一方で言語研究に関する文脈では「非標準語」を含みうる「第一言語」(D)というものもみられた。しかし学術用語として用いられる『ridna mova』が多義語であるということは、術語として意味を限定しきれないという問題につながり、これは国勢調査の設問として用いることの妥当性にも直接関わっているといえる。

5. 結びにかえて

ウクライナの人々による『ridna mova』という語の解釈に関しては稿を改めて論じる必要があるが、『ridna mova』を回答するにあたりこの語の多義性は見過ごせないものである。国勢調査で『ridna mova』を問うことは、一様ではない解釈の危険性を無視し、この概念をめぐるある一定の解釈が人々の間で共有されているということを前提としているともいえよう。それゆえに、後の言語政策に少なからず影響を与えるであろう国勢調査の『ridna mova』という設問そのものが内包する政治性を今後も批判的に問う必要があると考える。

分析に用いた一次資料

Рішення Конституційного Суду України № 10-рп від 14.12.1999 [ウクライナ憲法裁判所
1999年12月14日判決文]

Закон Української Радянської Соціалістичної Республіки “Про мови в Українській РСР”

[ウクライナ共和国における諸言語に関する法律 1989年10月28日採択]

Обережно – мова! [『ことばにご注意!』ウクライナにおけるウクライナ語の機能化に関する公聴会議事録] парламентське видавництво, 2003.

“Українська Правда” (<http://pravda.com.ua/>)

“Радіо Свобода” (<http://www.radiosvoboda.org/>)

参考文献

- 小森宏美 (2004) 「EU 加盟を目指すエストニアにおける言語法改正とその背景」『ことばと社会別冊 1 ヨーロッパの多言語主義はどこまできたか』三元社
- 塩川伸明 (2004) 『民族と言語 (多民族国家ソ連の興亡 I)』岩波書店
- 渋谷謙次郎 (2004) 「欧洲における主権・人権・言語権」『ことばと社会別冊 1 ヨーロッパの多言語主義はどこまできたか』三元社
- (2007) 「『母語』と統計」『ことばと社会』10号、三元社
- 中井和夫 (1998) 『ウクライナ・ナショナリズム—独立のジレンマー』東京大学出版会
- 安田敏明 (2007) 「『国語』とはなにか」『ことばと社会』10号、三元社
- Arel, D. (2002). Interpreting “Nationality” and “Language” in the 2001 Ukrainian Census. *Post-Soviet Affairs*, vol.18, no.3, pp.213-249.
- Fasold, R. (1984). *The Sociolinguistics of Society*, Blackwell.
- Skutnabb-Kangas,T. and Phillipson. R. (1989). ‘Mother Tongue: the Theoretical and Sociopolitical Construction of a Concept, Ulrich Ammon (ed.), *Status and Function of Languages and Language Varieties*, Walter de Gruyter.
- Taranenko, O. (2007). “Ukrainian and Russian in Contact: Attraction and Estrangement”, *International Journal of Sociology of Language*, no.183, pp.119-140.
- Губогло М.Н., Языки этнической мобилизации, Школа «Язык Русской Культуры», 1998.
- Масенко Л. Т., Мова і політика, Соняшник, 2004.
- Мечковская Н. Б., Языковая ситуация в Беларуси и этические коллизии двуязычия // Russian Linguistics No18, 1994.